

三原市議会議員

まさとき

とくしげ政時



活動報告

令和5年12月議会号(第25号)



4年ぶりとなる神明市の開催決定を受け、コロナ禍前の日常を取り戻せるようにと願いながら新年を迎えましたが、元日には能登半島地震が、翌2日には羽田空港で航空機衝突事故が発生。被災された皆さまには心からのお見舞いを申し上げると同時に、相次ぐ災難に安寧の有難さを肝に銘じるばかり。そんな中、本市出身の倉本玄太選手は、最初で最後となった箱根駅伝の9区で青山学院大学を優勝に導く区間賞の激走。その姿に勇気をもらいました。

とくしげ政時後援会〒723-0064 三原市西宮一丁目15番7号電話番号：0848-62-5804 (ファックス兼)

改正空き家法施行

管理不全 固定資産税軽減除外も

空き家増加を抑制するため、改正空き家法は、放つておくと危険な空き家に対する特別措置がとられる。市町村は、個別の危険性が高い物件に特化した独自の対策を講ずる必要がある。特設の「管理不全」の要件は、管理不全状態を「管理不全状態」に指定し、指定された物件は、固定資産税の軽減が適用されなくなる。市町村は、指定された物件に対して、適切な管理を促す必要がある。市町村は、指定された物件に対して、適切な管理を促す必要がある。市町村は、指定された物件に対して、適切な管理を促す必要がある。

図2. 「改正空き家法」についての報道 (令和5年12月13日の中国新聞より)

令和6年4月1日スタート

相続登記の申請が義務化されます

詳しくはこちら

法務省民事局

図1. 「相続登記の申請義務化」ポスター (法務省ホームページより)

知らない方も多いと思うのですが、法務省ホームページに掲載されたポスター(図1)からも分かるように、本年4月1日からは相続登記の申請が義務化されます。義務化は遺産分割(相続人間の話し合い)で不動産を取得した場合にも適用され、正当な理由がないにもかかわらず、遺産分割から3年以内に内容に応じた相続登記をしない場合には、10万円以下の過料が科されることも考えられるのです。

昨年12月13日には新聞の経済面に『改正空き家法施行 管理不全 固定資産税軽減除外も』という記事(図2)

中国新聞 デジタル

不適切盛り土の上に産廃 安佐南区上安 広島市認可、一部崩落

環境省、聞き取りへ

2023/1/24 (最終更新: 2023/1/24)

広島市安佐南区上安町の盛り土

産廃処分場と盛り土が重なっているエリア

1998年ごろ造成された盛り土。現在の、り面の一部が崩れている

※広島県などへの取材 拡大する

図3. 不適切な盛り土についての報道 (中国新聞ホームページより)

朝日新聞 DIGITAL

九州より広い「所有者不明土地」 解消の課題は「相続」

伊藤和也

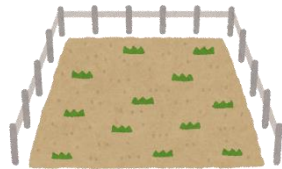
2021/4/8 17:00 有料記事

図4. 所有者不明土地についての報道 (朝日新聞ホームページより)

が掲載されましたし、昨年11月14日には本市で、全国議長会の『令和5年度空き家・空き地に関する特別委員会』も開催されました。

また、私たちに身近なものとしては広島市安佐南区上安で問題視されている不適切な盛り土と、その上に拡張された産廃処分場(図3)が挙げられますが、3年前に熱海市で発生した土石流災害と同様に「前の持ち主」「現在の持ち主」という言葉が飛び交っていることから分かるように、土地情報が明確でないため責任の所在も明確でなく、担当職員や地域住民が振り回されている現状が報じられています。

問 調査の進め方は、
答 1 調査区に約3年をかけ、**図5**の手順で進める。
問 調査の進捗状況は、
答 **図6**の通りである。
問 事業費の実績は、
答 **表1**の通りである。
問 調査の未了が公共工事に影響した件数・追加費用などの実績は、



各調査区の地籍調査の進め方

- 1 年目
- ①一筆ごとの所有者・地番・地目を調査
 - ②現地立会のもと測量を実施
- 2 年目
- ③筆界点を基に地図を作製
 - ④面積を測定
 - ⑤土地情報を明記した地籍簿と地籍図を作成
 - ⑥閲覧にかけ、誤りなどを訂正する機会を設置
- 3 年目
- ⑦広島県による成果認証
 - ⑧法務局に地籍簿・地籍図を送付
 - ⑨地籍簿を基に登記簿の記載を訂正
 - ⑩法務局に備え付け



図5.地籍調査の進め方

地籍調査の現状

- ◎ **本市全体** → 58.72%
 調査対象面積：430.06 ㎦
 調査済み面積：252.54 ㎦
- ◎ **地域別**
- **旧三原市** 進捗率 19.47%
 着手：平成7年度
 《進捗状況》
 - 山林部の一部を残し完了
 鷺浦町、新倉町、沼田町、長谷町、小坂町
 学園町の一部、宮浦6丁目の一部
 八幡町藪の一部
 - 実施中
 高坂町真良、小泉町
 - 未着手
 上記以外
- **旧本郷町** → 78.32%
 着手：昭和27年度
 《進捗状況》
 - 未了地区
 上北方・善入寺地区の山林部の一部
- **旧久井町** → 70.9%
 着手：昭和46年度
 《進捗状況》
 - 耕地部：実施中の吉田地区をもって完了
 - 山林部：羽倉・和草・下津・江木の一部で未了
- **旧大和町** → 100%
 着手：昭和32年度、完了：昭和51年度



図6.地籍調査の現状

表1. 地籍調査事業費の実績

国負担分	4 億 5,358 万 0 千円
県負担分	2 億 2,679 万 1 千円
市負担分	3 億 1,153 万 0 千円
総額	9 億 9,190 万 1 千円

平成17年度～令和4年度

問 公共事業が多岐にわたるため、特定できない。調査完了までに見込まれる費用とスケジュールは、未調査の面積177・5 ㎦（令和4年度末現在）を年平均1・8 ㎦のペースで調査しても約100年以上かかる計算となることや、場所によって縮尺、精度や平均傾斜度などの条件が異なるため、算出は困難である。
問 今年度に完了予定の面積と進捗率は、
答 **図7**の通りである。



さて、**図3**に紹介したような「所有者不明の土地」が存在するのは、不動産登記簿を見ても所有者が直ちに判明しない場合や、所有者が判明しても連絡がつかない場合があるため。このような状況に歯止めをかけなければ、固定資産税などが徴収困難となる**不納欠損処分(用語解説参照)**の増加につながることで市の貴重な財源が棄損されるだけでなく、課税の適正化や税の公平性の確保とい

問 所有者不明の土地・建物の件数と土地の総面積は、
答 業務上必要となった物件のみを調査し、業務上必要のない物件については調査していないため、資産税課のみならず他の部署でも把握できておらず、**市内全域の件数等は不明**である。
問 所有者不明となった理由は、また、各理由に該当する件数と土地の総面積は、
答 大別して次の4つが理由である。
 ① 不動産登記簿等を参照しても所有者が直ちに判明しない
 ② 所有者が判明しても所有者に連絡がつかない
 ③ 相続放棄
 ④ 法人の倒産など
 また、今年度の各理由に該当する件数は**表2**の通り

つた観点からも大問題です。そこで続いては、**所有者不明の土地・建物に関する質問の概要**を紹介します。

である。

問 過去5年に、土地・建物の持ち主が不明であることと理由に固定資産税などを徴収できず、**不納欠損処分**にした件数、金額および全体に占める割合等は。

答 表3の通りである。



罰則が施行される前の年度内に、広報紙の有効活用などで周知に努めることなどをお願いして、次の質問に移りました。

7月にスタートした本市の**省エネ家電買替支援事業**は、電気・ガス等のエネルギー価格、食料品等の物価高騰対策として家計負担の軽減を支援することや、二酸化炭素排出量の削減を推進することを謳い、9月末までの購入・設置を条件に実施されましたが、昨年10月7日の報道にあるように、申請が予算の半分にどまったため期間が延長(図8)されました。

用語解説

● 不能欠損処分

時効等により債権が消滅した場合や徴収不能により債権放棄をした場合に行われる地方自治法上の会計処理手続であり、決算上の不納欠損額として処理計上される。

(大阪市ホームページより)

● 不能欠損処分の影響

本来なら滞納繰越額は毎年雪だるま式に膨らみ続けるはずだが、この不納欠損処理によって滞納事案が「消滅」していく。つまり、徴税率計算の際の分母(課税対象)から滞納事案の大部分を消すことで、計算上の高い徴税率を保っている。

(東京財団政策研究所ホームページより)

令和5年度の地籍調査の実績(予定)

- ◎ 本市全体 (前年比: +0.18%)
面積: 0.76 km²、進捗率: 58.9%
- 旧三原市
面積: 0.45 km²、進捗率: 19.72%
- 旧久井町
面積: 0.31 km²、進捗率: 71.4%

図7.令和5年度の地籍調査の実績(予定)

表2.所有者不明な土地・建物の件数(令和5年度分)

理由	土地		建物(棟数)
	件数	面積(m ²)	
①	6	174,000	1
②	5	4,000	3
③	53	495,000	75
④	10	124,000	18
合計	74	797,000	97

表3.不能欠損処理の推移

年度	件数	土地(筆)	建物(棟)	金額(万円)	割合(%)
平成30年度	12	102	13	60	0.5
平成31年度	11	37	15	30	0.3
令和2年度	21	71	28	70	0.8
令和3年度	19	71	18	60	0.2
令和4年度	35	183	47	780	0.1
合計	98	464	121	1,000	-

※ 金額: おおよその数値
※ 割合: 調停額全体に占める割合

表4.コロナ禍以降の経済情勢

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①	298万3千円	301万7千円	305万9千円
②	34,965人	34,491人	34,479人
③	三原管内における公表数字無し(労働局)		
④	1.23	1.33	1.48
⑤	26(107人)	34(261人)	34(125人)
⑥	15件、約4億6,500万円(民間調査会社による)		
	120件、コロナ起因6件(本市経済団体による)		

回ったため表5の通り減少した。

問 生活保護受給者の推移は。
答 死亡による高齢者世帯の減少、世帯主の収入の増加などを理由に生活保護の廃止件数が開始件数を上回ったため表5の通り減少した。

問 コロナ禍以降の、①平均所得、②就業者数、③失業者数、④有効求人倍率、⑤撤退した事業者数と、それに伴って失われた雇用者数、⑥倒産(破産)・廃業閉店した事業所数と負債総額は。
答 ハローワーク三原による有効求人倍率、民間調査会社および本市経済団体(三原商工会議所・三原臨空商工会)による倒産(破産)・廃業・閉店した事業所数と負債総額などは、表4の通りである。

そこで、同事業が新型コロナウイルス対策の地方創生臨時交付金から1億5000万円もの予算を確保していたことや、新型コロナウイルスが5類に移行されて半年以上が経過したことを踏まえ、コロナ禍前後の本市の経済情勢を確認するため、次の質問をしました。

問 倒産(破産)・廃業・閉店した事業所の傾向は。

答 食品製造業・飲食業・サービス業・宿泊業など多岐にわたる。

問 倒産・廃業・閉店の理由は。

答 顧客の減少による売上減・金融機関への債務返済・物価高騰等の影響が主要因とされている。



省エネ家電買替支援事業に似た取り組みとして挙げられるのが、令和2年に実施された特典付き商品券(図9)。

記事中の「先払いに負担感のある世帯の買い控えが一因とみられる」「上限の5冊を買い世帯と全く買わない世帯に二極化している」や、本市商工振興課によるコメント「経済的に余裕

表5.生活保護支給世帯数および人数の推移

年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和4年度	令和5年度
世帯数	802	767	774	751	729
(人数)	(約1,020)	(949)	(936)	(910)	(896)

※ 令和5年10月末現在

備後

備後本社編集部
084(923)1718 FAX(931)8626
電子メール
bisago@chugoku-nd.co.jp
府中支局
0847(45)2202 FAX(40)0080
尾道支局
0849(22)5258 FAX(20)0052
三原支局
0848(62)3676 FAX(60)0094
因島ステーション
0846(22)0766 FAX(26)0017
世界支局
0847(22)0372 FAX(25)0017

省エネ家電補助を延長 三原市
三原市は、省エネ性能の高いエアコンと冷蔵庫への購入促進を目的とした省エネ家電補助事業の購入期間を、9月末から延長した。同様の補助を導入した福山市に申請が殺到し、予算を追加した人気を受けて三原市も7月にスタート。ただ、申請は予算の半額にとどまり、応募者は「売れ残ったエアコンの買い替えなどを利用する」と呼びかけている。

想定より申請伸びず
しかし、9月15日までの申請はエアコン713台、冷蔵庫1千1台で、総額約7680万円と予算のほぼ半額だった。「福山市の反響を見て早めに予算を組み、1か月くらいで申請が殺到すると思った」と三原市生活環境政策推進課の担当者。実際は、購入や申請の期間を「当初の予定」に変更して延長した。本年度内には事業を終える考えで「市は温暖化対策の排出削減に取組んでおり、補助を有効活用してほしい」としている。(中国新聞)

図8.省エネ家電買替支援事業延長の記事(令和5年10月7日の中国新聞より)

特典付き商品券半數止まり

三原市は新型コロナウイルス上旬、全4万3千300世帯に発行した20%オフの「5日」の期間限定で、申し込み期間短縮、申込みを伸ばした。申し込みの半數は半數止まりで、購入は、全世帯が上限の5冊を購入する。市は、全世帯が上限の5冊を購入する。市は、全世帯が上限の5冊を購入する。市は、全世帯が上限の5冊を購入する。

図9.特典付き商品券に関する報道(令和2年12月2日の中国新聞より)

市商販課は50%以上の申し込みを定めた上で、5冊までと限定した。市民生活環境政策推進課の担当者によると、5冊までと限定した。市民生活環境政策推進課の担当者によると、5冊までと限定した。市民生活環境政策推進課の担当者によると、5冊までと限定した。

～ とくしげ政時 後援会入会の御案内 ～

■ 後援会規約

- 1. この会は「とくしげ政時後援会」と称します。
2. この会は、とくしげ政時の政治活動を支援し、合わせて、会員相互の親睦と協力を促進することを目的とします。
3. この会は目的達成のため、研修会・後援会・出版物の発行などの活動を行います。
4. この会に必要な経費は、会費・寄附金などの収入によってまかさない。

■ 連絡先

電話番号 0848-62-5804 (ファックス兼)
e-mail masa.tokushige@gmail.com

のない世帯などで先払いへの負担感があるから分かるように、この手の政策は経済的に余裕のある人が恩恵を受けやすい一方で、経済的に余裕のない人が恩恵を受けにくいため、税金を使って格差拡大を招く結果になる側面がありますので、次の質問をしました。

問(図8の記事にある)「福山市の反響を見て多めに

予算を組んだ、1か月くらいで枠が埋まると思っていました」6月のエアコン買換え需要に間に合わなかったことが響いたのではないかと指摘する声が多くあります。市長の見解は、

答 本市では、新型コロナウイルス感染症対応地方創

生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援している。
その中の省エネ家電買替事業は、省エネ性能に優れた家庭用エアコン等の買換え費用の一部を補助することで、電気料金の削減とゼロカーボンシティの実現を促進する目的で実施した。

当初の申請期限の9月末時点の執行率は57・4%

だったが、期間を延長したところ申請が増加しているため、事業の効果が得られたと考える。
「今後も同交付金の趣旨を鑑みて、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者のニーズを的確に把握をして、適切な支援に努めます。」



市長の見解を紹介しましたが、特に会議録と一言一句違わぬ形として「で括つた箇所には、次のような事例・実態があることを考えると、首を傾げざるを得ません。

来年度からは「公平性がないから」との理由で年間約230万円の佐木島航路の運賃助成が打ち切られますが、今年度は一日だけの佐木島ロードレースのために開催援助として500万円が支出されました。

また、昨年7月22日に大和町で開催された市長と語る会で、「三谷屋さん閉店されるそうで、皆さんお困りになるでしょう」と市長が切り出されたこともあり、参加者をはじめとする地域住民の方々は何らかの支援策が講じられるものと期待されていました。

三谷屋さん9月末で一度は閉店されましたが、特別に買物に困る地元の高年齢者のことを思われ、売場面積と営業時間を大幅に縮小され、「できる範囲で当面の間は」と10月16日から営業を再開。しかし、負担となつた光熱費などの支援を本市に要請したもの、



「民間の営利事業には補助できない」と回答されたこともあり、12月20日でやむなく営業を終了。生活者や事業者のニーズを的確に把握できています。そして何より、就任以降の市長は所信表明を皮切りに、ことあるごとに「誰一人取り残さない」と繰り返し返されていきますが、このような実態を見て言行不一致も甚だしいと思うのは私だけなのでしょうか。



図9.三谷屋さんの閉店に関する報道(中国新聞デジタルより)